

KAMA ちゃんの「廃棄物ひとくちコラム」

環境省産業廃棄物行政組織等調査報告書から（その4）

公共関与の産業廃棄物処理施設の状況について

環境省が行う「産業廃棄物行政組織等調査報告書」から読み取れる興味深い情報、第4回目は、公共関与の産業廃棄物処理施設の設置状況について書いてみたいと思います。

公共関与の産業廃棄物処理施設とは、都道府県又は市町村が設置に関与して設けられる産業廃棄物を処理するための施設（処分施設）を言います。本来的に産業廃棄物の処理は排出事業者の自己責任であり、それを達成できない部分について許可を有する処理業者が担うというのが法の立付けになっています。

そうした中で、昭和の終わりころから平成の初めころ（1990年前後）にかけて、全国各地で産業廃棄物不適正処理事件が多数発生して新聞・テレビ等で大々的に報道されました。これによって、産業廃棄物処理施設は危ないもの＝迷惑施設として捉えられる風潮が全国に広がりました。そうすると、真面目な民間業者がどんなに努力しても地域住民の理解が得られない状況になってしましました。その解決策として登場してきたのが「公共関与」という考え方です。「公共」という信用力を盾に住民の安心・安全を担保しようとする仕組みで、産業廃棄物の受入施設が不足している地域では、公共関与施設の建設が、経済界からも強く要望されました。

法律も平成3年の大改正で、国は地方公共団体が出資した（部分的出資を含む）法人を「廃棄物処理センター」として指定できる制度が創設されるなど、公共関与制度の整備がされました。

それから、30年強が経過した現在、公共関与による産業廃棄物処理施設の設置・稼働状況がどのようにになっているかは興味の沸くところです。行政組織調査結果に纏められている数字は以下のとおりでした。

1 都道府県が関与したもの

30都道府県	52事業者 ※	埋立処分 40施設 中間処理 16施設	直営は2都県3施設のみ 他は公社、3セク法人等
--------	---------	------------------------	----------------------------

※ 1事業者で埋立+中間の両方を有しているものがある

2 市町村が関与したもの

11県の 29市町	31事業者 ※	埋立処分 23施設 中間処理 11施設	直営は20市町 他は公社、3セク法人等
--------------	---------	------------------------	------------------------

3 事業開始時期

昭和63年度以前	～平成15年度	～平成30年度	令和元年度以降
14事業者	35事業者	29事業者	5事業者

以上とのおり合計 34 都道府県において、8 3 事業者が埋立処分場 6 3 施設、中間処理施設 27 施設を運営している状況が判りました。このうち、法第 15 条の 5 に規定する廃棄物処理センターとして指定されたものが 18 事業者となっています。また、都道府県が関与したものでは直営事業は 3 施設しかありませんが、市町村関与の場合は、半分以上が自治体の直営事業として行われていることが特徴です。詳細は、添付データ（「産業廃棄物行政組織等調査報告書」から抜粋）でご確認ください。

さらに、事業開始時期を見てみると、大部分が平成であることも判ります。全国的には、多くの産業廃棄物処理業者が存在し、彼らの手でその処理が行われていることは確かですが、こうした業者の努力だけでは足りない部分を公共関与施設が補っているという状況を考えることができます。民間業者の受入施設で足りている地域に公共関与施設は不要ということは、言うまでもありません。

静岡県内では、富士市にある「株式会社富士環境保全公社」が唯一の公共関与事業者となっています。皆さんご存じのように富士市は製紙のまちとして発展してきましたが、紙の製造過程で生じる「ペーパースラッジ（通称 PS）」の処分が大きな課題となっていました。それに対処するため市や商工会議所が主導して事業者設立に至り、焼却施設や埋立施設が設置されました。

これとは別に、静岡県においては石川知事の時代、法に定める廃棄物処理センター指定を念頭に置いた埋立処分場の設置が検討されたことがありました。大規模地震で生じる災害廃棄物の受入も想定した「あわせ産廃」施設が予定され、候補地選定作業も行われましたが、候補地 7箇所が報道されたとたん大騒ぎとなり一気にトーンダウンしてしまったということもありました。今では懐かしい想い出です。